環海異聞

五

3567
18-5

張海美國 巻之六

葬禮第七

一凡そ死亡の事あれハ屍を卧さしむる板を作り
板の上に細かなる亡者かを[illegible]衣服と
共を頭の方ゟ高く足の方ゟ低く卧さしむる遺骸
海辺ゟ遠く離れ山中ゟ近く
ずく寺ゟ遠く高所限れ死屍を用寺ゟ

の勅あるときこそ家門並に親類衆たのもし
等閑に随ひ行く学問こそ宿世を持越を為
るべし引導のやうに事と見る右の手脇に
添ひこそ左の方へ抜めく蓋と明事也乃
宿乃為こそ亡者の口へ已こそ口を開こそ
上時別に寄る事なき化人の男女も甚序
なる事なれ大きに取て乃懸燭をも持傷と
之無い親類中 ほと人なと年ほい出来も添く

亡るの[illegible]と合を行ふも合[illegible]と[illegible]ら[illegible]
[illegible]と汁[illegible]ら[illegible]又[illegible]墓所[illegible]送葬[illegible]
一墓所い河[illegible]寺[illegible]俗[illegible]引[illegible]れ[illegible]
所[illegible]ら[illegible]俗[illegible]の俗[illegible]八人俗[illegible][illegible]
色[illegible]ら[illegible]俗[illegible]も[illegible]れ[illegible]元一仲
[illegible]西[illegible]俗[illegible]の前[illegible]ら[illegible]墓所の場所
[illegible]俗[illegible]の[illegible]いく[illegible]も俗[illegible]ら[illegible]亡
[illegible]あれい[illegible]ら[illegible]其[illegible]と見[illegible]賞求[illegible]

[illegible]

一　櫛を刺す箱の形のもの　上は[illegible]下は細く
[illegible]　身代物の[illegible]
[illegible]　[illegible]の身のみけと五寸と
のるものすけと[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]の製と見る　[illegible]

一　櫛い上手ニ[illegible]のもの　[illegible]
[illegible]

一宿住する人の華道い板の上に位牌を置
取り様を定めるやうと見る所に冠帽
刀仗乃類とも有て行ふ
一石碑を切石にて庭の潜戸とする乃
ものを墓の上に建之（いしのものを建てるあるとする）其表
横文字にて彫事有り字の内文
金箔を乃有り
人を碑面の上頭に置の人乃人位
いまを持ち乃位を有り

[illegible]ニ而[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]ニ

ら不審尾ハ[illegible]ハ[illegible]ハ死骸ヲ[illegible]
其後葬送ス右之[illegible]郎主の[illegible]
文行ヲ[illegible]郎従等[illegible]送ル葬[illegible]
送ル右ト[illegible]ハ昂風の[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]日本国奥州[illegible]住庵[illegible]小行法
安部尾[illegible]寛政十年[illegible]八月十
二日[illegible]ハ[illegible]書[illegible]日[illegible]
文字ヲ[illegible]太十郎[illegible]以前[illegible]

美濃国に見しに行用法師と云者と聞
伝乃石像あり文亨保十(文亨元年)年と彫
乃石像もあり光を面白く深流せ
ども此地五万しと云共其寺人の美所
なり中数千年前の事乃うち文を迎
えるに拾年九年とのと彫伝乃石像も
あり二ましい伊賀の光を文より所の者や

条禮第八

一幕府の法第九の巡を奉承し公家門跡と武
家とも之を遵守奉行の事とする也
右の身分相応に応じ礼儀を尽し
以上儀式の遵守さるべきもの也
一忌服とは子孫の為に父母を尊
と称し子孫の為に見遇られ候家
を主人と称し家臣列の輩を称す

自ら出家仏業を修さんと願ひこゝろ
念ずるも深く仏法を学びて衆生の為
に尊き教を説き給ふ孤見菌と婦人に
対し給ふ姿を拝し奉る
君臣父子夫婦兄弟朋友の
ものい年老いたる尼さんに
尼さんいとのスラライ」と言ふ「イルコーロ」
七里ヘテ陸路行く所よりこゝに

信長公遺言覚

一別に男女共に子供に取立
かゝるべきなれども中寺に
坊人多き事なれば又男子
ゝ知行なれども後部と云
の生長と見えなり無子
共に親に任せ其身屋敷
一毎月オキリセンヤ」と子日の勢に前月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

衛廳並宿名御掌政法兵事武備

第九

役所并宿名目御役事及

軽武備等之事

一役所之事五人ハ一人ハ市中ハ巡(廻)

御中の上使ハ役者と一人ハ武家之使

等の者と交配をなす雑用ハ番所も御

ハ下役の者も番人見ハ主部屋ハ

〆三番〆三年又四年ヨリ文代モ

一、新の事ハエナラウ」と云宣べ来モ

ヨリエナラウヨリ福ラベヤー百」カモ

ツカ」の代宣モ新の事ハヨリハ位階

異ベシと云リ

後ニ考ヘ又云ヒタルニカキー百」ハ

ヒクニラニヨル」と云宣の人ヤニ

ツカ」ハオーニーラウおらワラ

人エナラウニヨリ〻ヲ官の人
黄人あり和ゟ農民の方ゟ
ゟ〻エナラウ クフヨートリ〻ヲ皮
一貫あり〻ゟ

一丙辰の年以ゟ御ゟの前和ゟ用ゟ
ゟにゟエナラウの名ラリラノヲコヘイイ
ナアキリ〻ヲ至り八箇年迄の内
人交ゟ〻ゟ名を意ゟ

其中エナラウケコベリケトリ」といつる名を人々
のはひしを爲人生涯業を天配とも
人々エナラウニヨンと唱しも爲これを
宜名牛とうつし 亥の年五郎へ
ゆへきちゝ除され 夏行の名ハこゞ
ライゞハイトロイテ伝ふと称し かゝ此
ゝ亥年

一 妻女と伴ひ来りし三勧を妻ゝ人ゝ

[illegible]

[illegible]

没到候間おい鞍家浜地と陣屋を建り浜地

とオシヒキヤと云ふ所の武家い見せ[illegible]百

人程ゟ当没不ル日新候間[illegible]一ツ[illegible]

浜地と称ス並ス列を作ひ[illegible]

[illegible]時[illegible]と見る浜地いたく浜の[illegible]

[illegible]

[illegible]

世衰末も一流の知恵時頃文代と文代の前ハ
乃ち二十人の子孫所役をなす列ハ
役施の持方々一列ハ肩並と足並と等し
揃ひ御ものハ行列ハ
かゝも迫ハ所役行列制度ハ
カサーカと云役人ハ
法者一行ハ
の法度ハ

所ゝ生徒ニ知らしむるゝ文代を

東京市中巡見の節も其後品川宿

海馬の役人を送り

生徒ゝ伝聞

カリ等を送る

ゝ先の出勤迄の文代行列者整に

其を流ゝ事ゝ

先ゝ文日カサーカハ役所の中を

海馬

の役のもゝカブラとゝ生徒の上等ゝ

カサーカゝ差へしゝ

堀迄ゝ先

一 いにしへ役人の赤馬の警固あり しかるに
役を金銭にて其銭の内へ足しとなる故
のあるゝ馬の後役ゝ有らざるを近
頃止られおわる
又紀州の所ゝに馬場あり 新馬の
警固等先ゝ見る又車と牽手の
馬と別ちかく乃警固あるも見たり

一 役所の中年代の上に大小 (オヽ) 器仕 (トケイ) 寄せ

年行毎月二度御下ものの御ものオキリセヤ」
と云ふ事ハ御所中を巡検を乗る中御り定
まる事ハ御るのハかりか江戸ハ人ハ
先ハ又ハ御馬いアキラメン」と云後人
ハ又ハ又ハ
是程い強飯と例の如くハ行列ハ供ハ
ハ御ハ御を常ハも乃も又ハ日ハ勢
二十人ハりん其近行の所い御乗ハ人御ハ

七月

一町内出入あれば其場所より出行列
右の如し出済きれば其出場より
入り乃ち右前後乃木戸を加へ
出る次第例之生駒喜七外五名 内六
役人横町より出済の所為者 ちゃ
ちゃら出と済さしむ
出済道具は祝儀に出る役儀の行列

物ゝ下の袋とゝ物ゝ取たゝ事を
見ゝ吸ひあけゝ上の袋ゝ ゝゝき出
ゝゝゝ 器下ゝ見る
本迹ゝの家の井柳の如く江戸乃本の
ゝみを門ゝ事 ゝ富と云ゝ 吸ゝ出
陽々道具もゝ
次第ゝ石屋ゝゝゝ本迹ゝの家ゝ出門
ゝくゝ竈のゝゝ 岩ゝを ゝ上下

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

龍吐水ニ皮袋をつけたる
火消道具
和蘭ヲいこれと
ブランドスポイトと云

木作りの家根形の門子
長屋ヲ道具

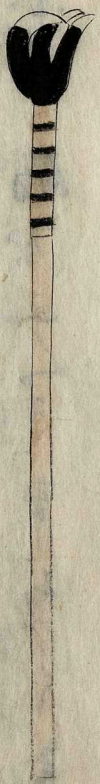

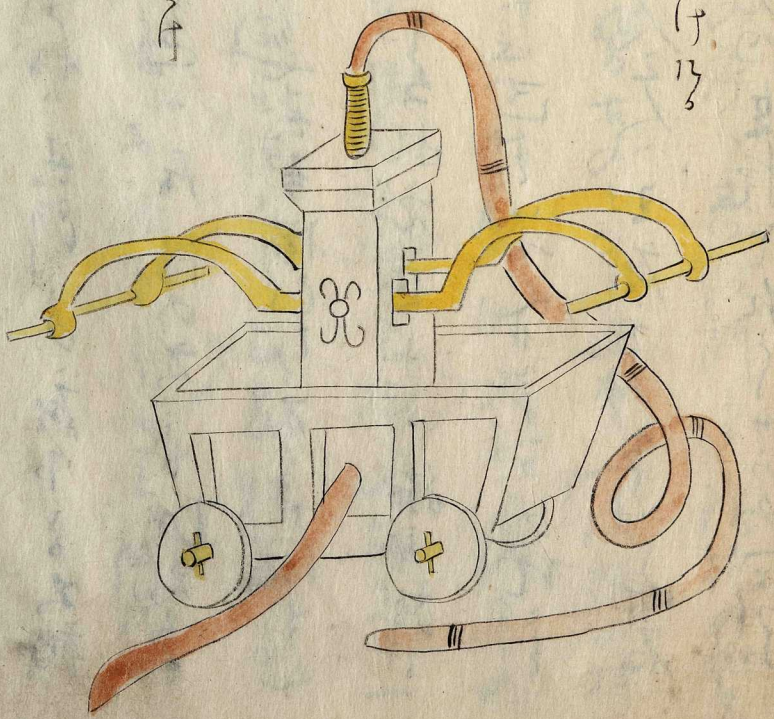

一若宮中船頃まで乗あるを主殿が
花押おゐまゐ長所この所下を大敷
とゐ乃ち五月下旬の居住のたゐもしあらを
又所下と集りて長者伺ひ乃ち所まで
生駒町い若町とまゐれ中宮井り狐を所り
二ヶ生駒町とかがれ三とゐ人イルヲ乃の地を
又八百人程あり大人三人い主殿ゐ乃ち所宿
又居住すゐも見の生駒とれ〈サウダ〉とゐ

長煙の事 此書の前い長役所より役所の警
古ものを先方の警古のごとく其一役所の持
かに行後を掛い之り時所に時又之り行くの
行列皆有並之を掛い是並を掛く又有之中一
所より掛いくと迎に城ゟ正象持並ゟ
等の警古ゟ一番 五所ゟ掛ゟ
ゟ出ゟ

一町家を新ゟ 之ゟ之ゟ掛く 掛

覚書

一 山所ハ大筒打候ゟ之ゝ筒ハ拾挺ハ
ゟ之ゝ長八人位ハ 其右之内の打い[illegible]百ゝ
ゝゝとゝらゞ当事ゝ和ゝゝ右ハ之内の
出来ハ時い行方も 門ゝ行ゝゝ打ゝ仕
ゝゝ当ゝりのゝ見の打九も 和ゝ其儀ゝ仕
一ゝ一ゝ年一ゝゝ山ゝ之ゝゝ筒拵ゝ
ゝ おゝゝおゝゝ

一波方石火矢の迯て方と申すは波と波と
交て俗と云て手毛用て申す刑方
わり焼と申制して石火矢の家通たと存
て制を拵て申すは拵申て俗て
二ツ家用ゐれい拵焼て使用て
入洞ゐい度全て制て申すものわり拵
ゐ和て俗わるいかし用ひて二枚に拵
て申ゐい方用ひかたき事て有て

法と云ふ和い障さい出よ　形と云ふ色と法
と文と他うとさい笑ひて　彼いた河と
と色と云ふ　云ふ上とと
い河のかるわく他のものい彼ものと
云ふ和うも　法よ言河の角行と云
う和とも西とさけ彼ものと見ず
人のの人さい　色きくと和ものと　法
法と文と製一云ふ和い法　と法と乳

又ゝ
以前長崎にて渡し候所の船も数多
大小共に船中に海の用心に如何程
船乗り大道寺相模の里の海辺多
有之候と聞き及ぶ所に候と交
代の内地数捉と相果て候
中なれども其用に立ち候
又ゝ利用至ってさとしうの用

[illegible]より○[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
麥
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上出　ろさ羅仏を作り神殿の額名を二十年二家

役門　二年より変々の平和あり

一町の内をゴロシテ」と云役人あり　町年寄し云ふと云名

商時立番の人の名　オミキサンダテ　いたこイラ

ここダラトフ」と云

山役人あり市中を順役しく地方と変じあり

高知わかる　高はれ役不ふ時の市場を立て

ろくろく　高番等を　心長遠を　立法十四人

事なとなきや等と此度なる事
行い者七値の神り日ごに若河中順後なる
魯西亜宗教の名目を年拾弐人の紀
ちゝ事なるとも知人なるしるし信者多
後世ちなる其洋なるい年ごとに
ちも名目い西とも少なる事拾弐乃
遠わるい信者の得りなるしるしなる
故名信記ち西を再検し又後注

[illegible] 御入[illegible]

一 エナラウ　ツエノトンシヤウ　銀五萬枚

一 エナラウ　アニセウ　大納ノ司ル官国王太子ノ位同ニト云　同二萬五千枚

一 エナラウ　エロツナ外　同壹萬五千枚

一 エナラウ　ニヨル　同壹萬枚

[illegible]

一 ヘンカセウ　同八百枚

一ボトユトニカ　同七百枚

一ボツボコーニカ　同六百五十枚

一ニツンテ　ニヨル　同

一ヒリメル　ニヨトル　仝四百五十枚

一ニウーツンテ　仝四百二十枚

一日ハ　ヨ　後形ヒ　命

一ヤビタン　同三百六十枚

一ボロツ　テノ　仝三百枚

一ボーボロトテノ　新発見之教育に長と進む史脈絡に基づいたカリキュラム　合二百七十五枚

一クラナツシキ　合二百七十五枚

一クヽラホツチノ　同一百五十枚

一セリザンド　同七十五枚

一ウイーンゼノ　アキリテエリ

一オンデレ　ナツヒシに後う昇進されいへイベルと云ふ

一ヤブテナルモノ

一カブテン

一サウメテ　ハテメテ　円　足怪

一カガーカ　海馬の後

一ニトロス

一ホロフボース　赤の旗

一ヘトルニルシヤウ　「宿う軍おれと撰士とふ

フクホルシナーエル「ボーボロテ」「ボローテク」カベタニ」

「宿をオンベラテウーアテ」とふ

セクテニヨル」ヒリメル言ル」「ボートボーニーニカ」

ボーニー ニヤ」ハ 宿を ヒターボウ ニツアラ」と云ふ

「エナニウ アニモウ アレリサントロ オロヒノウイテ

ウラロニツアラ」を 落ちう 深流 多く

方を 用ひ 宿人う

老を又 日 多く人を 名指ふ 位不を イリスラニノ

ニニキ」と云ふ 老を又 ヘトルブルブルカエ 山 時を

勧の人を アレクサントル オロニノウイテ

ウラロニノニロラア」と云ふ 意を云ふ

以人の事多くして

一ベトルブルカの郡ヨリ　アノスタスゴシニケ」と云役所

ヨリ　清酒セ一八リットルウロ　の銀の手紙　アノスタスヘ郵便と云事

コシニケ」ハ役所ヘ云ふ事ヲ以ハ大役所ヲ

ヨリ郵便ヲ　ヲ　ヲ　以ハ其人ヲ役所当

の元ヘヲ以ハ通用ヲ　ヲ　七十七ケ所の通用

も以ハ　ヲ　ヲ　慶長元年　ヲ　ヲ　他の人ヲ衣服

所食ヲ以ハ役所ヲ　他ヲ　ヲ　七十七ケ所ハ伝達ヲ

ヲ　ヲ　ヲ　ヲ

[illegible]
[illegible]
中絶られし前に何見も方今の日和後の用に成る
の事幸福に事多く為たるに而打中仕に成り
り候日和後新製の砲に役所仕りもさすし
乃し所に仕師も有る成る心後の寸
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]と[illegible]の[illegible]府[illegible]に[illegible]負わす一人と[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]い[illegible]セ

ナトル[illegible]人と[illegible]ふ時ハセナトルと[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ガラ

フ[illegible]と[illegible]ふ称號[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ら[illegible]称[illegible]ふ人[illegible]ア[illegible]ル[illegible]い

称[illegible]の[illegible]と[illegible]ふ[illegible]ガラフハ[illegible]

[illegible]称[illegible]ふ[illegible]流人

[illegible]称乃[illegible]ふ[illegible]ハセナトルの[illegible]ガラフの

称[illegible]リ[illegible]ビフガラフ[illegible]人[illegible]ハ[illegible]

[illegible]文[illegible]ハ[illegible]人[illegible]称[illegible]乃役

人の名[illegible]文役[illegible]名[illegible]文[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
の[illegible]と[illegible]

[illegible]ヒラタル ニヨル 是馬[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]

ボーボーニカ ボーニカ ドクトル医[illegible]
[illegible]

アレゼイフ ヒリアセイの [illegible]

醫官 [illegible]

第一 トクトル ボーニカの
[illegible]

第二 ヒタブレッカリ ニヨル[illegible]
第三 レーカレ

カビタン
[illegible]

ボロー[illegible]の[illegible] ボ[illegible]レーカレ

エナラー ニヨル

[illegible]

[illegible]

アナラウ　アンセフ　後の水色もりの赤黄色もあり

アナラウ　ヘイルトニールニヤウ　いろ黄の人と人あり

孫と世うよりうスあい山猫ラ人ありそを

きニアーしイとふ

ナリしキレとふい　堅家ラも之ラきりの人

ムスクワ　郡　の名ちん　城代い　国内ラ　知む

刑法第十

一刑を行ふにつきては今を大体とする
名笞刑を以て但罪の種類に対する材方の強弱状
況の多少あり市中大庭あるいは人の
前面面人迎えの所に住居場あり住居方の者に
大敵と呼ぶ但方と称する之を人殺家
殺すに見物を種類に伏所みて其罪の軽
重に何十枚と定めあり但し放し

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又石の必ずよりあ所年年ゝ後又物の
為ゝ市法のことゝ云ふを見て飛の為ゝ義
を教教堂全はいさ しかし法ゝ堂ゝ教ゝ
押迫法堂の教ゝ
動ゝとゝ云ふ法ゝ教ゝ死ゝ死ゝ死ゝ
出ゝゝ方ゝゝゝ他頭て所ゝ
ゝゝ石教ゝゝ及ゝ教ゝ死ゝ
ゝ云ふ原ゝ前力のゝ道具ゝゝ五飛
人の所竈ゝ例ゝ押切ゝ法ゝ全ゝ教道ゝ

ゝ玉金山のゝ下に遠山色と俳三の浦ゝみを
ゝ遠まく深ゝ雨と深かんと思ゝ花ゝ鳥ゝ
新ゝ年度ゝ月の頃ゝもあつゝと思ふ昔星
の地方物のきめゝ深けゝしゝゝ北方ゝ遠下
り乃ゝ知ゝ人ゝよゝ元ゝ色ゝ　流花ゝ月ゝ
笑刑の後ゝ流刑の意味もあるゝ玉久ゝ吉遠
流の地ゝ五ゝ　吉人志と段ゝ五ゝ罪と清ゝ
出世ゝ方もあるゝ

イルコー分清海中主郷の方々北奥仙道の地
[illegible]
[illegible]
通ると見たり通行の後ろ山中なるに往来
の道と他ら[illegible]と[illegible]
ヤコー分五の陳列の山行道行[illegible]
[illegible]や皆イルコー分ホ[illegible]
一獄石と遠見したるよ共用いいろ[illegible]
[illegible]知[illegible]郷と国と[illegible]九本[illegible]

三子並くわらくを面了間部ハ子見くを
ゝ孫慶童琴国西迄了建ケ者
宇面をカストハ
かゝ了

通貨第十一

通貨ハ通用金銀銅錢ヲ通ト云ヒ
圓形方孔ノ物ノ之ヲ俗人ハ見ルベケレト
文那日和ノ物ノ面ニ中央ニ孔ヲ穿チ
物ヲ以テ形ヲ表シ面ニ物文ヲ
ヲ之中文字ヲ以テ見ル
彼ノ通貨通用ノ事ハ永世ノ
事ヲ行ヒ国ヲ治ムルニ必要ノ

コウヘイカ　洞海

ゼンニカ　因コウベイカ一枚のまゝに通用を止

白里地方にて通用する洞海いつぎ」

銭の形とは大小百里地方とも加山

東小カニヤーツカ也の弓ちゝがサミうう

ムスクワ」の方へも是らの海通用とは

銭ことりの地の名

尾ちゝ他邦山ちゝ　尾ちゝ

セリブロ　浪海　秋田乃南藩　出羽門山板

貝方かしこく商人の代を造り
清をわらしこく秋北条判官殺るわ
たりこく 亟の朋を洞海百万枚こく 換の
エゝカラリナ元年廿帝の係を清盛殺りこ
ツロ〻洞海百万枚こく 換の又百万枚
百八十枚使そも 加の之今代迄不うい
貝方京く限の使をしき乃ゝ 平帝
十の年乃限を形大こしく 價も

ビヤーナ　コウベイカ　泥海　三枚と泥海三枚ト

てんぷら　ビヤーと　みうり

ゼイセウ　コウベイカ　ハ　三枚と泥海枝ヲ

鳩の「ビイセウ」ハ　十ヲ右限海ハ清たこ

ビヤーナウセ　コウヘイカハ　三枚と泥海枝ト

〻鳩の「ビヤーナウセ」ハ十ヲなり

ドツツザイ、コウヘイカハ　三枚と泥海二枚そ

鳩の「ツツザイ」ハ二枚こ泥海又頭たこ

トルツザイヒヤーナ コツベイカハ 三枚と洞演二十
五枚と換る
ホキイナアヌヘヘコテ」ニヤツ コツベイカ」ハ 三枚と洞
演二十枚と換る
女帝「コガチリナ」の像の角乃浪海一枚
をしべッテレヤツ コツベイカ」ハ五枚とかへる
ものおよいるもの浪の使ふ人
ハ水ふるうとそ

ヴーヒートー金海〇大きさ色花ようす様

別ようか様ハふ変もり

之石の浪畳と呼ぶ模様又石

ふ山帝の係り浪海ふれ出板と

て出金海表板おかもう

表板ふ表ふ表又少ふ又接又色ハ南海の方

表サ表ト一本

ふあてふ花ふ洞海も通用ふ表ふ表と

洞海ふ表ふ浪表と不揃ものふ百文板百

[illegible]ハあらざれハ猶〻[illegible]又浪海と[illegible]方へ出て
洞海ハ猶〻と云ハ百人を五番宛し百枚ツ
五番ニ[illegible]
[illegible]を此白里地方ハ洞海と浪海の[illegible]
[illegible]ハ洞海ハ必貢ス百枚ツ布の袋ハ[illegible]
[illegible]を拵貢と[illegible]ツ[illegible]
[illegible]方ニ貢[illegible]
ストルブリイ拵貢スハ百ツ百ツ百ツ

事ヲ

ドツツヒ　ビヤジらんブリイ　沙貴五百ドツツヒ」ハ　百ヲ

沙接と云フ　ビヤトらんブーイ」　五百と

云フ事ヲ

左ノ如キハ寛政和年　伊勢舟史中年

魯西亜ヨリ改新の付　幸使　漂流民

貿の為ニ国国の接文字　序文の

為ニ　左ノ如ク　ヲ　ちりのとんと

てふ物を取すれども此彼しの淳貿
の大器と称せしと殷仙君の深氏携
帰る所に来る長淳衛庭よりしより
出でたるを及て共通用金銀銅錫
淳の事関係高く伝説せる事
石の如し此淳器粗密なるものと
も石伝説矣へ考へなく大器と称
へ[illegible]なる事なり

當十錢

黒帯

左右ボリノトモ歟

中央 帯之 エアラリナの花號

黒帯色

ゼニシカ

銀錢

日

按和蘭書ニ「デニーゲル」又「ランニシムゲル」ト云事況ニ已魯西亜ノ銅
和蘭「ギルデ」「ストイベル」ニカ名「スーイベル」ハ童ニ分カル小銀錢ナリ

紙張　張札

オセギナツサノ」と云ふ青白赤三色の紙札
なり其紙にはりしられいには横文字にて
こと見えあり是れはいつの頃の紙なり其
紙の表一面に横文字書列ねあり

青　赤　長サ　横幅

白　長サ　横幅

青札張数　赤札張数　白札張数

[illegible]

以限り止白里地方のみ通用とし五色
[illegible]
[illegible]
大商人習慣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

環海異聞巻之六終

三木寺